静岡市

【令和8・9年度限定】 空き家建替え促進事業補助金

耐震性のない空き家の
解体費用を補助します

上限

100 万円

母屋の解体費用の 1/2 を補助

対象となる空き家

次の全てを満たす静岡市内の空き家

- 1年以上居住や使用されていない
- 一戸建ての住宅
- 公共事業の補償対象になっていない
- 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると判断

↓↓↓↓

▸木造（平屋・2階建て）の場合

以下のいずれか

- 所有者による「誰でもできるわが家の耐震診断」にて7点以下
- 建築士等による耐震診断

▸その他（鉄骨造・RC造）の場合

- 建築士等による耐震診断

補助対象者

- 空き家の所有者等（相続人含む） ※法人対象外
- 市税の滞納がないもの

補助対象工事

- 敷地内すべてを除却し更地にする工事
- 建設業許可または解体工事業登録のある解体業者が実施

補助対象外経費

- 空き家内の家財処分費用
- ブロック塀や敷地内の植木、倉庫などの解体費用

必ず工事着手前に申請 ／ 交付決定前の工事は補助対象外

①HP

②申請フォーム

お問い合わせ

都市局建築部 住宅政策課 空き家対策係

電話 054-221-1192 ／ メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp

葵区追手町5-1 静岡庁舎新館5階 ／ 月～金 8:30～17:15

手続きの流れ・必要書類

1 申請書類の提出 申請者が静岡市へ必要書類を提出（電子申請推奨）

書類が揃ってから開庁日約2週間

- 申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 申請者の住民票
- 1年以上居住や使用されていないことを証する書類
  相続（相続登記済かつ申請者の住民票が空き家所在地以外）➡不要
  元の住民が住民票を空き家においたまま施設入所・長期入院等➡（例）施設入所契約書
  借家の場合➡（例）賃貸借契約の解約がわかる書類
  ※該当する書類が存在しない場合、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。
- 空き家の場所が分かる地図
- 公図の写し　※法務局で取得
- 建物の登記事項証明書　※法務局で取得
  未登記の場合➡固定資産税・都市計画税納税通知書の表紙と課税明細書
- 建物配置図
  建物登記がある場合：図面証明書（建物図面及び各階平面図）　※法務局で取得
  建物未登記の場合：地図の拡大または手書きの図面
- 耐震診断の結果が分かる書類
- 空き家（母屋のみ）の解体見積書　※仮設工事・解体工事・分別・運搬・処分・諸経費の各項目の金額内訳が分かるもの
- 空き家の外観写真
- 空き家建替え促進事業補助金の関係機関への照会に係る同意書（様式第3号）

該当する場合の追加書類

- 相続登記未完了：相続関係書類
- 共有者または他の相続人がいる場合：空き家除却及びこの要綱に定める事項に係る同意書

2 交付決定通知の受領・工事着手 申請者が静岡市から補助金交付決定通知書を受け取り後、工事着手

3 現地確認 地下埋設物の撤去後、更地に整地前の状態を静岡市職員が現地確認（立会不要）

4 実績報告書の提出 工事完了後、申請者が静岡市へ実績報告書を静岡市へ提出

- 実績報告書（様式第7号）
- 事業実績書（様式第2号）
- 領収書の写し（空き家の母屋の解体工事金額が記載されたもの）
- 解体後（更地）の写真
- 解体業者が発行する解体証明書（建物滅失証明書）

5 補助金額の確定 補助金額確定後、静岡市が申請者へ補助金確定通知書を送付

6 請求書の提出 補助金確定通知書受け取り後、10日以内に申請者が静岡市へ請求書を提出

7 補助金の受取 請求書受領後、おおむね2か月後に振込

お問い合わせ

都市局建築部 住宅政策課 空き家対策係
電話 054-221-1192 ／ メールアドレス juutaku@city.shizuoka.lg.jp
葵区追手町5-1 静岡庁舎新館5階 ／ 月～金 8:30～17:15